

津市広報津広告掲載実施基準

平成 20 年 1 月 24 日

改正 平成 27 年 2 月 20 日

平成 29 年 2 月 27 日

令和 3 年 2 月 10 日

令和 6 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、津市広告掲載要綱（平成 19 年津市訓第 2 号。以下「要綱」という。）第 3 条第 3 項及び第 4 条の規定に基づき、本市が発行する広報津への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第 2 条 広告の規格は、縦 4 センチメートル、横 17.5 センチメートルとする。

(広告の掲載位置等)

第 3 条 広告を掲載する位置は、広報津の市長が指定する頁における所定の位置とする。

2 広告の掲載数は、毎号 2 枠とする。

(広告の掲載方法)

第 4 条 広告の掲載方法は、広報津への印刷によるものとする。

(広告の掲載料金)

第 5 条 広告の掲載料金（以下「掲載料金」という。）は、1 枠当たり 60,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告の募集方法)

第 6 条 広告の掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）の募集は、本市のホームページ等における公募により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公募を行うに当たって、要綱第 3 条第 2 項各号に該当しない者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第 7 条 申込者は、広報津広告掲載申込書（第 1 号様式）を市長に提出するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第8条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順位による。

- (1) 企業又は自営業者のうち、本市の区域内に事業所等を有するものの広告
- (2) 前号に掲げるもの以外の広告

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、第7条の規定による提出があった場合は、津市広告掲載審査委員会の審査を経て、各号ごとに広告掲載の可否を決定するものとする。

2 申込者の数が掲載数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広報津広告掲載決定通知書(第2号様式)により、申込者に通知するものとする。

4 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、市長に広告原稿を提出するものとする。

5 広告の掲載は、1広告主につき毎号1枠を限度とする。

(広告原稿の確認等)

第10条 市長は、前条第4項の規定による提出があった場合は、その内容等を速やかに確認し、必要があると認める場合は、広告主に修正を求めるものとする。

(広告原稿の費用負担等)

第11条 広告原稿の作成は広告主の責任において行い、その費用は広告主が負担するものとする。

(掲載料金の納入)

第12条 広告主は、市長が指定する期日までに、本市が発行する納付書により掲載料金を一括して納入しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (2) 第10条の規定による修正を行わないとき。
- (3) 指定する期日までに掲載料金の納付がないとき。
- (4) 要綱第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合においては、本市は、広告主に対し、その賠償の責めを負わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第 1 4 条 広告主は、広報津への広告掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により、広告掲載の取下げを希望する号の発行日の 6 0 日前までに市長に申し出なければならない。

(掲載料金の返還)

第 1 5 条 既納の掲載料金は、返還しないものとする。ただし、本市の都合により掲載ができなくなったときは、その全部又は一部を返還することができる。

- 2 前項の規定により返還する掲載料金には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第 1 6 条 広告主は、当該広告の内容に関しすべての責任を負うものとする。

(委任)

第 1 7 条 この基準に定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成 2 0 年 1 月 2 4 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成 2 7 年 2 月 2 0 日から施行する。
- 2 改正後の津市広告掲載実施基準の規定は、平成 2 7 年 6 月 1 日以後に発行する広報津の広告の掲載について適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 2 9 年 2 月 2 7 日から施行する。
- 2 改正後の津市広報津広告掲載実施基準の規定は、平成 2 9 年 6 月 1 日以後に発行する広報津の広告の掲載について適用する。

附 則

この基準は、令和 3 年 2 月 1 0 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市広報津広告掲載実施基準の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に発行する広報津の広告の掲載について適用する。

広報津広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）津市長

住所（所在地）
氏名（名 称）
（代表者）
申込者 （担当者）
電話
FAX
E-mail
※ 団体（企業）にあつては、事業所の所在地及び名称と併せて、代表者及び担当者名も記入してください。

津市広告掲載要綱及び津市広報津広告掲載実施基準を遵守の上、次のとおり申し込みます。

なお、本申込みに当たっては、津市が法人市民税又は個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納税状況を調査することに同意します。

- 1 広告を掲載しようとする号を記入してください。

（ ）

- 2 広告内容（広告案）

別紙のとおり

- 3 誓約事項

(1) 広告の内容は、津市広告掲載要綱第3条第1項各号に該当しないこと。

(2) 申込者（広告代理店が申込者である場合は、当該広告代理店に広告の掲載を依頼した者を含む。）は、津市広告掲載要綱第3条第2項各号に該当しないこと。

広報津広告掲載決定通知書

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載について、次のとおり決定します。

- 1 決定内容
()
- 2 掲載料金
()
- 3 掲載しない理由
 - ☐ 津市広告掲載要綱第3条に該当するため ()
 - ☐ 抽選漏れ ()
 - ☐ その他 ()
- 4 その他